

平成29年度涌谷町人事行政の運営等の状況について

涌谷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定により、次のとおり公表する。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)平成29年度採用者

区分	採用者数
一般行政職	4人
医療職	6人
労務職	0人
合 計	10人

(2)平成29年度退職者（平成30年3月31日）

区分	退職者数
一般行政職	12人
医療職	7人
労務職	0人
合 計	19人

(3)退職者の状況（平成30年3月31日）

退職事由	定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	再任用職員 任期満了	懲戒 免職	計
人数	5人	1人	6人	1人	6人	—	19人

(4)部門別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数 (人)		
		平成28年	平成29年	対前年増減数
一 般 行 政 部 門	議 会	3人	4人	1人
	総 務	45人	42人	△3人
	税 務	9人	10人	1人
	労 働	0人	0人	0人
	農 水	13人	13人	0人
	商 工	4人	3人	△1人
	土 木	8人	8人	0人
	民 生	28人	27人	△1人
	衛 生	11人	11人	0人
	小 計	121人	118人	△3人
特別行政	教 育	42人	41人	△1人
普通会計合計		163人	159人	△4人
公 営 企 業 等	病 院	107人	120人	13人
	水 道	5人	6人	1人
	下 水 道	3人	3人	0人
	そ の 他	50人	47人	△3人
	小 計	165人	176人	11人
合 計		328人	335人	7人

2 職員給与の状況

(1) 人件費の状況（平成29年度一般会計決算）

支出総額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
7,972,243千円	1,298,522千円	17.0%

(2) 職員給与費の状況（平成30年度一般会計予算）

給 与 費			
給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
543,461千円	68,335千円	210,483千円	822,279千円

*給与費は当初予算に計上された正規職員の額です。また、職員手当に退職手当負担金及び児童手当は含まれません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

①一般行政職（平成29年4月1日）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
涌谷町	41.2 歳	291,636 円	326,704 円	320,215 円
宮城県	42.2 歳	320,409 円	401,146 円	355,796 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
涌谷町	51.5 歳	264,230 円	289,010 円	286,122 円
うち用務員	49.3 歳	266,186 円	292,893 円	291,269 円
うち自動車 運転手	56.7 歳	259,667 円	279,952 円	274,111 円
宮城県	52.1 歳	315,603 円	357,229 円	338,386 円
国	50.6 歳	286,833 円	—	328,360 円

(4) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日）

区 分		涌谷町	宮城県	国
		初任給	初任給	初任給
一 般 行政職	大学卒	178,200円	186,100円	178,200円
	高校卒	146,100円	151,500円	146,100円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行政職	大学卒	231,500円	302,500円	351,600円
	高校卒	214,000円	— 円	310,800円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成29年4月1日)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主任 主事	主査 主任主査 副班長	班長 主幹 課長補佐	課長 副参事	参事 課長	
職員数	27人	15人	20人	28人	16人	4人	110人
構成比	24.6%	13.6%	18.2%	25.5%	14.5%	3.6%	100%

* 端数処理の関係で構成比に差が生じる場合があります

(7) 職員手当の状況 (平成29年度支給割合)

区分	支給内容	国
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	同じ
	6月期 1.225月分 0.85月分	
	12月期 1.375月分 0.85月分	
	合計 2.60月分 1.70月分	

区分	支給対象地域	仙台市 富谷市	多賀城市	名取市 利府町
地域手当	支給率	6%	10%	3%
	支給対象職員	1人	0人	0人
	一人当たりの平均支給年額	147千円	0円	0円

特殊勤務手当	一般行政職員1人当たり平均支給年額	1,545円
	一般行政職員に支給される手当	防疫作業手当
		環境衛生手当
	涌谷町国民健康保険病院事業に従事する職員に支給される手当	研究手当
		地域活動手当
		麻酔手当
		夜間看護手当
		夜間介護手当
	待機手当	

時間外勤務手当	支給総額 (一般会計決算)	16,027千円
	職員一人当たり平均支給額	149千円

区分	支給内容	国
退職手当	支給率 自己都合 定年・勸奨	同じ
	勤続20年 20.445月分 25.55625月分	
	勤続25年 29.145月分 34.5825月分	
	勤続35年 41.325月分 49.59月分	
	最高限度額 49.59月分 49.59月分	
	その他の加算措置 定年前早期退職 特別加算(2%~20%加算)	

区分	支給内容
扶養手当	1. 配偶者10,000円 2. 子1人につき8,000円 3. 配偶者及び子以外の扶養親族1人につき6,500円 4. 職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について10,000(子)または9,000(父母等)
住居手当	貸家・借間に居住している職員 a) 月額12,000円を超え23,000円以内の家賃の場合 家賃-12,000円 b) 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000)×1/2+11,000円で27,000円を限度
通勤手当	1. 交通機関など利用者 運賃等相当額を支給単位期間(定期券は通常6ヶ月)の月数で除して得た額。(限度額55,000円) 2. 交通用具の使用者(自動車の場合) 使用距離(片道2km以上)により、2,000円~31,600円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

*毎週水曜日は午後7時まで窓口を延長しています。

(2) 年次有給休暇の取得状況

職員一人当たりの平均取得日数	取 得 率
8.8日	22.5%

(3) 特別休暇制度の状況

休 暇 の 種 類		休 暇 日 数 等
有給	公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
	ボランティアのための休暇	5日以内の期間
	公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間
	骨髓液提供のための休暇	必要と認められる期間
	社会貢献活動のための休暇	1年につき5日の範囲内の期間
	結婚休暇	連続する7日以内で必要と認められる期間
	妊娠に起因する障害のための休暇	10日以内で必要と認められる期間
	妊婦の通勤緩和のための休暇	1日1時間又は1日2回それぞれ30分
	妊産婦の健康診査等のための休暇	必要と認められる期間
	妊婦の休息、捕食のための休暇	必要と認められる期間

	妊婦の母体等の健康保持のための休暇	10日以内で必要と認められる期間
	出産休暇	6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合には出産日までの期間、出産した場合には、出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	育児時間休暇	1日1時間又は1日2回30分以内の期間
	生理休暇	2日以内の期間
	妻の出産休暇	2日以内の期間
	子の予防接種のための休暇	必要と認められる期間
	子の看護のための休暇（特定休暇）	1の年において5日の範囲内の期間
	忌引休暇	死亡者の区分に応じ、1日から10日の範囲内の期間
	父母・家族の祭日（法要）のための休暇	1日以内
	夏季休暇	3日以内で必要と認められる期間
	災害又は交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間
	結核性疾患罹患による勤務時間軽減のための休暇	必要と認められる期間
	教育を受けるための休暇	必要と認められる期間
	職務の遂行に必要な試験を受験するための休暇	必要と認められる期間
	国県等の表彰式に出席するための休暇	必要と認められる期間
	国県等の主催する運動協議会に参加するための休暇	必要と認められる期間
	職務に関連する海外視察等に参加するための休暇	必要と認められる期間
無給	介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者

区	分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合		0	0	0	0	0
心身の故障の場合		0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合		0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合		0	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合		0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者

区 分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	1	0	0	1	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	1

5 職員のサービスの状況

(1) サービス制度の概要

サービスの具体的内容	法の規程
サービスの宣誓	地方公務員法第31条
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	地方公務員法第32条
信用失墜行為の禁止	地方公務員法第33条
秘密を守る義務	地方公務員法第34条
職務に専念する義務	地方公務員法第35条
政治的行為の制限	地方公務員法第36条
争議行為等の禁止	地方公務員法第37条
営利企業等の従事制限	地方公務員法第38条

(2) 職員の営利企業等従事許可等に関するサービスの状況

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	1
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	3
計	4

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況

研修区分	受講者数	研修内容等	
宮城県市町村 職員研修所	階層別研修	27人	勤続年数、職階による研修
	各種専門研修	20人	専門知識及び技術等の習得のための研修
職場内研修	67人	新規採用職員研修、民間研修、管理者研修	
その他の研修	10人	町村会新規採用職員研修、市町村アカデミー研修 民間研修、団体研修	
計	124人		

(2) 勤務成績の評定の状況 年2回、4月と10月に実施

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

区 分	受 診 数	内 容 等
総合健康診断 (人間ドック)	87人	35歳以上の希望する職員の健康診断
定期健診断	299人	上記以外の職員の健康診断
婦人科検診	乳がん 32人 子宮がん 31人	30歳以上の希望する職員の乳がん、子宮がん検診
脳ドック	34人	40歳以上の希望する職員の頭部MRI、頭部MRA、頸部MRA、頸椎MRI検査等
計(延べ人数)	483人	

(2) 公務災害補償制度の状況

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金宮城県支部	2件	・役場敷地内凍結のため転倒し、頭部打撲 ・出張先駐車場凍結のため転倒し、頸椎捻挫

8 公平委員会(宮城県人事委員会へ委託)の業務の状況

(1) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置の状況

ア 件 数 0件

イ 事案の概要

事 案 名	措置要求 年月日	措 置 要求者	要 求 の 概 要	処理年月日及 び処理経過等

(2) 職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する裁決、決定の状況

ア 件 数 0件

イ 事案の概要

事 案 名	不服申立 年月日	不服申立 人	処 分 者	処分の 内容	処 分 理 由	処理年月日及 び処理経過等

(3) 管理職等の範囲の指定の状況

ア 管理職員等の範囲を定める規則による指定の有無 有り

イ 管理職員等の範囲の変更等件数 0件

(4) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る審査請求の状況

ア 件 数 0件

イ 審査請求の概要

事案名	審査請求 年月日	審査請求人	補償の 実施機関	審査請求の 内容	処理年月日及 び処理経過等